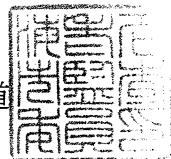


海老名市監査委員告示第3号

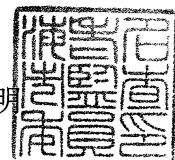
地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成25年1月15日に提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成25年3月12日

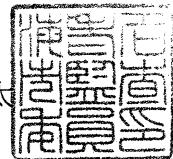
海老名市監査委員 三田 弘道



海老名市監査委員 雨宮 徳明



海老名市監査委員 氏家 康太



第1 請求の受付

1 請求人

略

2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(以下「法」という。)第242条第1項に規定する要件を具備したものと認め、平成25年1月15日にこれを受理した。

3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書類及び請求人の陳述等から、請求の要旨を次のように解した。

(要旨)

海老名市(以下、「市」という。)が市内今里一丁目に所在する休業したガソリンスタンド施設及び土地(以下、「施設」という。)を買収することは当該施設及び土地の所有者(以下、「施設所有者」という。)への救済措置であり、下記事由により不当な行為であることから、施設の買収を即時中止し、買収に要する消防債の発行をしないよう求める。また、既に契約を締結した場合、海老名市長内野優(以下、「市長」という。)は契約を解除し、契約の解除に係る全ての費用を市に返還するよう求める。

記

- (1) 市長は施設の地下貯蔵タンク(以下、「タンク」という。)が消防法の改正により早急に改修が見込まれるものであることを議会へ説明せず、施設の取得に必要な補正予算は短時間で可決された。
- (2) 実際にこの施設で給油する公用車は100台程度と思われ、燃料の使用量はわずかであり、貯蔵燃料の劣化が見込まれる。
- (3) 市がこの施設で公用車に給油した場合、民間のガソリンスタンド経営を圧迫し、市内の商工業者振興策に逆行する。
- (4) 市は神奈川県石油商業組合高座支部海老名部会(以下、「石油商業組合」という。)と災害時に燃料提供を受ける協定を結んでおり、東日本大震災が発生した際も不測の事態は起きていない。
- (5) 市長は新たな施設を消防出張所として設置するとしているが、このことは市の長期計画や単年度計画にない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求書の内容及び請求人の陳述、証拠書類から判断し、休業した施設の買収が法第242条第1項に規定する「不当な財産の取得」にあたるか否かについて監査対象事項とした。

2 暫定的停止勧告

法第242条第3項は、同条第1項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるとときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して同条第4項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができると規定している。

この暫定的な措置は、当該行為の違法性に係るものに限られ、違法であるとするに足りる相当な理由とは、社会通念上客観的に見て合理的な場合をいうものであり、相当程度具体的な証拠に基づいて違法であることが請求人により疎明されることが必要である。

しかしながら、本請求については請求人から、当該行為が違法であるとする相当程度具体的な証拠の提示がなく、また、違法ではなく不当な行為に対する請求であるとの主張から、法第242条第3項の規定による暫定的停止勧告はしないこととした。

3 監査対象部課

市長室危機管理課 財務部施設管理課 消防本部消防総務課

4 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成25年2月8日に陳述の機会を与えた。

その際、新たな証拠書類として資料3から資料5が提出された。

5 請求人の証拠書類

資料-1 平成24年度11月補正予算概要の写し

資料-2 神奈川新聞(平成24年11月29日)の写し

資料-3 産経新聞(平成25年1月7日)の写し

資料-4 朝日新聞(平成25年1月31日)の写し

資料-5 神奈川新聞(平成25年2月6日)の写し

6 職員の事情聴取

法第199条第8項の規定に基づき、平成25年2月21日に市長室危機管理課、財務部施設管理課、消防本部消防総務課から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

本件請求について、監査対象部局に対する監査の結果、次の事実を確認した。

- (1) 平成3年7月26日、海老名市消防本部(以下、「消防本部」という。)は、施設所有者が同年に実施した施設の改修に伴い、新たに設置した施設のタンク9基(うち1基は廃油用)の完成検査を実施した。
- (2) 平成23年3月22日、市は米海軍厚木航空施設から支援を受け、要請を受けた医療法人へ自家発電機用燃料を搬送した。
- (3) 平成24年9月7日、施設所有者は、消防本部に休業の届け出(危険物製造所等資料提出書)を提出了。
- (4) 平成24年10月24日、市は最高経営会議で「災害時における燃料備蓄計画」(以下、「燃料備蓄計画」という。)を決定した。
- (5) 平成24年11月2日、施設所有者は施設内のタンク及び地下埋設配管の漏洩検査を行った。
- (6) 平成24年11月13日、市は臨時議会に議案第57号一般会計補正予算(第5号)を提案し、同月19日に総務常任委員会はこれを可決し、同月29日に議会が原案どおり可決した。
- (7) 平成24年11月30日、市は不動産鑑定士2者に委託した不動産鑑定評価額を資料に、不動産評価委員会を開催し、取得価格(上限額)を決定した。
- (8) 平成24年12月7日、市長と施設所有者は建物売買契約書(仮契約)を締結した。
- (9) 平成24年12月12日、市は平成24年第4回定例会(第3日)に議案第76号建物の取得について(海老名市消防署今里出張所(以下、「今里出張所」という。))を提案し、同日、原案どおり可決された。
- (10) 平成24年12月12日、市長と施設所有者は土地売買契約書を締結した。
- (11) 平成24年12月19日、市は土地、建物の取得に伴う所有権移転登記をした。
- (12) 平成25年1月25日、市は土地、建物の取得代金を支払った。
- (13) 平成25年3月1日、市は今里出張所を開所した。

2 監査委員の判断

請求人の陳述、事実関係の確認、関係職員への調査を実施し判断した結果は次のとおりである。

本件請求において、請求人が不当な行為と主張することには理由がない。

以下、判断の理由を述べる。

(1) 消防法の改正と取得施設のタンクとの関係及び議会への説明等について

請求人は、市長は施設のタンクが消防法の改正により早急に改修が見込まれるものであることを議会へ説明せず、施設の取得に必要な補正予算は短時間で可決されたと述べている。

請求人が述べた消防法の改正とは、平成 22 年 6 月 28 日に公布された危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成 22 年総務省令第 71 号(以下、「省令」という。))及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成 22 年総務省告示第 246 号(以下、「告示」という。))により、給油取扱所等のタンクに係る貯蔵燃料の流出事故防止対策(以下、「流出事故防止対策」という。)がタンクの設置年数や構造ごとに規定されたものと解した。

取得施設のタンクは、平成 3 年の施設改修時に施設所有者が新設し、同年 7 月 26 日に消防本部が完成検査を実施したものである。タンクの設計板厚は 6.0mm、外面の塗覆装は厚さ 2.0mm 以上のタールエポキシ樹脂であり、平成 24 年 11 月 2 日に行われた漏洩検査においても異常がなかった。よって前述の消防法の改正に基づくタンクへの流出事故防止対策は、省令や告示の規定に基づき設置後 50 年が経過した段階で講ずるものとする市の判断は妥当であり、請求人が述べる、早急に改修が見込まれるタンクであるとの主張には具体的な根拠がない。

また、前述の流出事故防止対策と取得施設のタンクとの関連について、市は平成 24 年 11 月 19 日の総務常任委員会で説明している。なお、請求人が主張する議決に要した審議時間の長短等は議会の行為であり、住民監査請求の対象にはあたらない。

(2) 燃料の劣化について

請求人は、市が公用車で使用する燃料はわずかであることから、貯蔵燃料の劣化が見込まれると述べているが、請求人が提出した証拠書類には、タンクへの備蓄による燃料の劣化を具体的に示すものは含まれていない。

一般的に燃料油は光・保管温度・水分・空気との接触等により、品質に影響を受けるといわれている。給油取扱所等のタンクによる保管は気温の変化が少ない冷暗所での保管が可能であり、最も適した保管方法の一つといえる。

また、近隣市の消防本部がその敷地内にタンクで備蓄している緊急車両用燃料の貯蔵実績において、燃料の劣化に起因する車両運行上の不具合等が確認されていないことから、一定量の使用と補充により備蓄燃料の劣化防止を図ることとした燃料備蓄計画は、妥当性を欠くとはいえない。

これらのことから、使用量と燃料の劣化との直接的な関係は認められず、請求人が不当な行為とする理由にはあたらない。

(3) 民間経営への圧迫について

請求人は、市がこの施設で公用車に給油した場合、民間のガソリンスタンド経営を圧迫し、市内の商工業者振興策に逆行すると述べている。

これまで公用車の燃料は、石油商業組合と価格に関する単価協定を締結し、石油商業組合に属する指定給油所で供給を受けてきた。取得施設に備蓄する燃料は石油商業組合より供給されることから、市内の商工業者振興策に逆行するとはいえない。

(4) 東日本大震災による不測の事態への対応について

請求人は、市は石油商業組合と災害時に燃料提供を受ける協定を結んでおり、東日本大震災が発生した際も不測の事態は起きていないと述べている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に起因する様々な影響の一つに、東京電力株式会社が実施した計画停電がある。この停電により、市は市内の医療法人から自家発電機用燃料の枯渇に伴う燃料供給を求められ、市から米海軍厚木航空施設へ支援を要請し対応を図った経過があり、請求人が主張する不測の事態がなかったとはいえない。

(5) 今里出張所の開所と市の計画等との関連について

請求人は、新たな施設を消防出張所として設置することは市の長期計画や単年度計画にないと述べている。

市は取得施設を今里出張所として開所した理由として、災害時に備えた燃料の備蓄に加え、近年の消防活動の複雑多様化、広域化、今後全線開通するさがみ縦貫道路や第二東名高速道路による高速道路上への災害出場等、新たに予想される消防対応への備えを強化する旨を議会で説明している。

また、市は取得した施設内に非常用自家発電機を新設し、停電時の燃料給油体制を確保し、不測の事態への備えを講じている。

本件施設の取得は、中央防災会議(内閣府)が平成 24 年 7 月 19 日に発表した「首都直下地震対策について(中間報告)」や、同年 8 月 29 日に発表した南海トラフ巨大地震の被害想定等を鑑み、また、東海地震、神奈川県西部地震等に対する日頃からの備えは喫緊の課題であるとして、速やかに市独自で燃料を備蓄する必要があるとの市長の判断によりなされたものであると認められる。

本件は不測の事態に備えた喫緊の課題解決にあたり、施設整備に要する時間や費用対効果を考慮した補正予算による既存給油所の買収であり、法第96条第1項8号により議決を受けている。

そして、その決定のための手続きに重大な過失は認められず、その内容は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとはいえないで、本件に関する市長の判断に裁量権の逸脱や濫用があったとはいえない。

以上のとおり、請求人が不当な財産の取得事由として述べたことは、いずれも正当と認められないで、本件請求には理由がないものと判断した。